

一般社団法人日本マンション学会役員等選出規程

(当初制定：2010年9月7日 JICL 規程第2号)

第1条 (目的)

本規程は、日本マンション学会定款（以下「定款」という）第29条2項に基づき、本会の役員を選出するために必要な内容及び手続を規定することを目的とする。

第2条 (選考委員会)

- 1 理事候補者および監事候補者（以下あわせて「役員候補者」という）を選考する機関として、選考委員会を設置する。
- 2 選考委員会を構成する委員は、次の通りとする。
 - 一 理事等選出委員 2名（ただし正副会長を除く）
 - 二 総務委員選出委員 1名（ただし理事を除く）
 - 三 学術委員選出委員 1名（ただし理事を除く）
 - 四 関東甲信越ブロック選出委員 1名
 - 五 関西ブロック選出委員 1名
- 3 前項に規定する委員は、選挙管理委員会において選任する。なお、選挙管理委員会委員は、選考委員会委員を兼ねることができない。
- 4 委員の任期は、定款第32条に規定する定時社員総会（以下「役員改選社員総会」という）までとする。
- 5 選考委員会は、選考委員会委員長が招集する。ただし、第1回の委員会は、代議員選挙の開票後に選挙管理委員会委員長が招集する。
- 6 選考委員会委員長は、選出委員の中から1名を互選により選出するものとする。
- 7 選考委員会委員長は、選考委員会を代表し、その事務を統括する。
- 8 選考委員会は、委員の過半数の出席があるときに成立し、その議事は出席委員の過半数で決する。

第3条 (役員候補者の選出)

- 1 選考委員会は、役員候補者を選出し、選挙管理委員会に通知する。
- 2 選挙管理委員会は、役員改選社員総会の1ヶ月前までに、役員候補者の名簿（以下「役員候補者名簿」という）を作成するものとする。
- 3 選考委員会は、役員改選社員総会において役員候補者名簿記載の者が役員に選出されなかった場合に備えて、あらかじめ補欠の役員候補者を選出することができる。

第4条（理事及び監事の選任）

- 1 理事及び監事は、役員候補者名簿記載の候補者の中から、役員改選社員総会の決議をもって選任される。
- 2 役員候補者名簿記載の候補者のうち理事及び監事の選任を承認されない者が生じた場合には、役員改選社員総会は、第3条第3項規定の補欠役員候補者の中から理事及び監事を選任する。
- 3 選任された理事は、新たに次期理事会を構成する。
- 4 選任された理事及び監事は、日本マンション学会ホームページに掲載する方法により、会員に対して速やかに通知する。

第5条（会長及び副会長の選任）

- 1 第4条3項により構成された次期理事会は、速やかに次期会長及び次期副会長を選任する。
- 2 次期会長及び次期副会長は、新たに選任された理事の半数以上が出席する理事会において、出席した理事の過半数の議決をもって選任される。
- 3 選任された次期会長及び次期副会長は、日本マンション学会ホームページに掲載する方法により、会員に対して速やかに通知する。

附則 本規程は、平成22年9月7日から施行する。